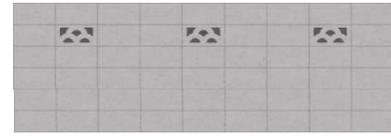
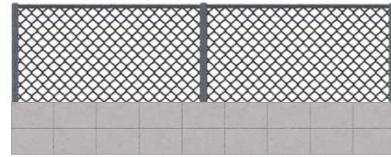


ブロック塀等撤去工事 ・改修工事の補助金

撤去 最大10万円



改修 最大20万円



※改修のみの補助はありません(撤去と同時に申請した場合のみ補助対象となります。)

補助します！

補助額(以下1~2の最少額)

1. 工事に相当する額の3分の2を乗じて得た額
2. 総延長(m)に10万円を乗じた額



特にご注意ください

(「撤去のみ」・「撤去と改修」があります)

・申請は先着順です(申請受付:4月~12月末)

予算上限に達した時点で年度途中でも終了となります

・交付決定以前に契約・工事着手した場合、補助金を交付できません

・交付決定されても、提出期限までに書類の提出が間に合わない場合、補助金を交付できません(完了報告書の提出期限は翌2月末です)

補助対象については裏面をご覧ください

●お問い合わせ先

交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課

〒576-8501 交野市私部1丁目1番1号 TEL:072-892-0121



補助対象ブロック塀等 (擁壁は除きます)

- ・交野市内にある道路(国、府、交野市が管理する道路)に面する避難路沿道等に存するコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀
- ・撤去するブロック塀等の高さ(道路面からの高さをいう。以下同じ)が60センチメートルを超えるもの
- ・ブロック塀等が倒壊の危険性があるもの
(点検項目がありますので点検していただき、点検結果不適合であるもの)

補助対象工事

- ・申請地内に存する上記の「補助対象ブロック塀等」の全てに対して撤去を行い、撤去した後のブロック塀等の高さが全て60センチメートル以下になること
- ・ブロック塀等が道路内に残存、または水路等の公共施設に突出しないこと
- ・改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さがすべて60センチメートル以下とし、60センチメートルを超える部分は軽量なフェンスとすること
- ・国、府または市の施行する公共事業等の補償の対象となっていないもの
- ・撤去するブロック塀等がなく、新たに設置する場合は、補助対象外です

補助対象者(申請者)

- ・交野市内にあるブロック塀等の所有者(※)であって、当該ブロック塀等を撤去および改修するもの (※)申請地の固定資産税納税通知書の納税者または登記事項証明書(建物または土地)の所有者をブロック塀等の所有者とします
- ・市税の滞納が滞っていないもの
- ・過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- ・法律に基づき適正な分別解体、再資源化等を実施するもの